

## 石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託仕様書

### 1 業務名

---

石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務

### 2 履行期間

---

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3 業務の目的

---

ヤングケアラー及び若者ケアラーへの正しい理解と認知度向上を図り、早期発見と適切な支援に繋げることを目的とする。

### 4 本業務を実施する上で重要視する視点

---

実施にあたっては、次の共通留意事項に配慮すること。

- (1) 県民のヤングケアラーへの理解を促進する工夫があること。
- (2) 制作物は、ヤングケアラー当事者団体又は支援団体等の監修を受けること。
- (3) 監修者の選定については、事前に石川県少子化対策監室（以下、当室という）と協議すること。

### 5 業務内容

---

#### (1) 広報媒体の企画、制作及び配布等

##### 留意事項

- ・ 若者ケアラーの正しい理解と認知度向上のために、若者ケアラー及び若者ケアラー支援者の個別事例を紹介するショート動画を複数作成し、公開すること。なお、若者ケアラー及び若者ケアラーの支援者それぞれの個別事例を紹介する動画は各1本以上とする。
- ・ （動画内容例：個別事例動画「若者ケアラーはこういう声かけに傷ついている」「若者ケアラーはこのような進路の悩みを抱えている」、支援者の後悔「今思えば、あの子は若者ケアラーだったのかもしれない」「若者ケアラーへの理解が足りなかったかもしれない」など）

**なお、企画提案書には、各動画（案）の「タイトル」「概要」を明記すること。**

- ・ 広報用ポスターを約4,500枚（B3）及び広報用カードを約126,000枚（55×91mm（名刺サイズ））作成し、配送すること。なお、配送先、配送数については別紙「配送先一覧」のとおりとする。
- ・ 配送の際は、当室との協議により作成した送付状を同封すること。

- ・ 広報用カードには、石川県ヤングケアラーチャンネル（LINE公式アカウント）の二次元コードを掲載すること。
- ・ どの年代（小学生、中学生、高校生、若者、保護者など）にもわかりやすく、魅力を感じる広報媒体の作成に努めること。特に子ども、若者に対しては、アニメーションやマンガなど、関心を引き、分かりやすいものとするよう工夫を凝らすこと。
- ・ 納期については、令和6年10月に第一弾動画を公開し、順次公開すること。

## （2）特設Webサイト等に関する調査

### 留意事項

- ・ Googleキーワードプランナーを利用した流入キーワード調査や、外部ツールを利用したサジェスト調査を行うこと。
- ・ （3）（4）の材料となるような調査及び集計を行うこと。
- ・ 調査時期については、契約後2か月以内に実施すること。
- ・ 調査結果のとりまとめが完了した場合には、速やかに当室へ結果を共有すること。

## （3）特設Webサイトの改修及び運営

### 留意事項

- ・ 別紙「石川県ヤングケアラー普及啓発に係る特設Webサイト運営・改修仕様書」のとおり
- ・ ターゲットが興味関心を引く訴求クリエイティブの作成や専門的なコラム記事や新規コンテンツでより詳しい説明など特設サイトの内容をより充実させること。
- ・ デザインは現在公開しているものを十分踏襲すること。

## （4）公式SNSアカウントの開設及び運用、Web広告の作成と掲載

### 留意事項

- ・ SNSを使用する頻度が高く、ヤングケアラーもしくは若者ケアラーの当事者の可能性を含む若者をターゲットとし、ヤングケアラーもしくは若者ケアラーへの正しい理解と認知度向上、相談機関の周知を目的として、公式SNSアカウント（例：X（旧：Twitter）、YouTube、Instagram、TikTok）の開設・運用を行い、Web広告（Googleリスティング広告や各SNS広告等等）を作成、掲載を行う。なお、開設・運用を行う公式アカウント数は2つ以上とし、その種類については当室と協議のうえ決定す

ることとする。

- ・ 公式SNSアカウントのプロフィール欄及びWeb広告には、石川県ヤングケアラーチャンネル(LINE公式アカウント)及び特設Webサイトのリンクや二次元コードを掲載すること。
- ・ どの年代(小学生、中学生、高校生、若者、保護者など)にもわかりやすく、魅力を感じる広報媒体の作成に努めること。特にWeb広告については、より多くの県民の目に触れる機会があることを踏まえ、関心を引き、特設Webサイトや石川県ヤングケアラーチャンネルに興味を持つことができるような工夫を凝らすこと。
- ・ 納期については、令和6年10月にアカウントを開設し、順次Web広告を公開すること。

## 6 報告書の作成

委託業務報告書を、当室と協議の上、作成すること。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権等の一切の権利(以下、「著作権等」という。)は、当室が保有するものとする。但し、成果物の作成時において受託者又は第三者が著作権等を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)が含まれている場合、当該既存著作物の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (2) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

受託者は、別記「石川県情報調達共通特記仕様書」及び下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、当室から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、委託業務において受託者が作成する情報については、当室からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (2) 受託者は、当室から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、委託業務において受託者が作成した情報についても、当室からの指示に応じて適切に廃棄すること。

## 9 委託費用の支払い

---

本事業完了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じて、当室との協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

### 10 その他共通留意事項

---

- (1) 当室は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに当室に報告・協議を行うこと。
- (3) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、当室と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (4) 委託業務の全部を一括して再委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、当室と協議の上、業務の一部を再委託することができる。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を県内に本店、支店、または営業所がある者とするに努めること。
- (5) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、当室は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (6) 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、当室と協議により業務を進めること。
- (7) 計画に変更が生じた場合または本仕様書に明記のない事項について双方協議の上、決定することとする。